

# KN グローカルリサーチレポート 2017年3月 No. 1 1



紅白の梅花が青空に美しい季節となりました。平成 25 年の浜松の日照時間は、2,460 時間で全国第 5 位、約 20 年間の平均値でも 2,208 時間と全国第 3 位となっています。御前崎～浜松～伊良湖が上位にランク入りしていますが、この一帯は、豊かな農地が広がり、様々な業種の工場も集積し、物流幹線が通るなど、人々の経済社会活動と一致しています。

## ■日照時間

年平均(S56～H22)		H25年	
1	御前崎 2,230時間	潮 岬 2,515時間	
2	土佐清水 2,210時間	御前崎 2,497時間	
3	<b>浜 松 2,208時間</b>	伊良湖 2,474時間	
4	伊良湖 2,202時間	甲 府 2,461時間	
5	潮 岬 2,201時間	<b>浜 松 2,460時間</b>	

出所「牧之原市における再生可能エネルギーの取組」H27年6月

## 【太陽光発電】

浜松地域では、日照を生かした太陽光パネルの設置がここ数年で急速に伸びています。市の施策としても「再生可能エネルギーを地産地消する」として、推進しています。

### ■太陽光発電 10KW未満 H28年10月現在

導入件数(件)		導入容量(KW)	
1	横浜市 15,175	横浜市 57,171	
2	名古屋市 12,631	名古屋市 55,316	
3	<b>浜松市 9,872</b>	<b>浜松市 45,502</b>	
4	さいたま市 8,429	岡山市 34,557	
5	仙台市 8,168	仙台市 34,246	

出所) 浜松市エネルギー政策課

### ■太陽光発電 10KW以上 H28年10月現在

導入件数		導入容量	
1	<b>浜松市 5,946</b>	<b>浜松市 267,777</b>	
2	岡山市 4,833	大分市 219,825	
3	名古屋市 3,863	北九州市 191,635	
4	倉敷市 3,634	津市 171,508	
5	福山市 3,134	水戸市 151,383	

出所) 浜松市エネルギー政策課

浜松市の「固定価格買取制度に基づく太陽光発電施設」の全国順位は、10KW 未満（主に家庭用）が全国第 3 位で、10KW 以上が全国第 1 位となっています。

## 【住宅用の補助金】

浜松市では、住宅用の太陽光発電システムや家庭用蓄電池などへの補助金制度を設けています（補助対象となるには条件があります）。受付は 3 月 31 日までで、予算消化（予算残は 2 月末で約 2,000 万円）と共に終了となります。詳細は浜松市エネルギー政策課（053-457-2503）までお問い合わせ下さい。



静岡県でも、太陽光・太陽熱補助金があります。詳細は静岡県地球温暖化防止活動推進センター（054-205-8230）までお問い合わせ下さい（受け付け開始は 29 年度予算成立後の予定）。



## 国際税務

中小企業の海外進出では、日本の税法及び相手国の税法、更に日本と相手国の租税条約等、国際税務への対応が必要である。例えば、「〇〇国の子会社で還付請求を行ったら税務調査が入り追徴された」、「損金算入が否決された」等の事例が続いており、国ごとの異なる税法や税務事情、慣例や慣習、徴収実態などを調査&理解し、事前の対策を講ずる必要がある。

## \*\*\*\*\* ~~ バンコクの風 ~~ \*\*\*\*\*

「親日国タイ」と呼ばれることが多いですが、タイの人々は、日本のどこに好感を持っているのでしょうか。1つは日本食です。寿司やてんぷら、かつ丼などは、既に庶民的な食べ物となっています。

2つ目は、日本人のまじめな性格です。中韓に比べると、文句があっても、お金はしっかり払ってくれるイメージがあります。

3つ目は、旅行です。今は北海道を筆頭に、かなりのタイ人が日本旅行を楽しみます。

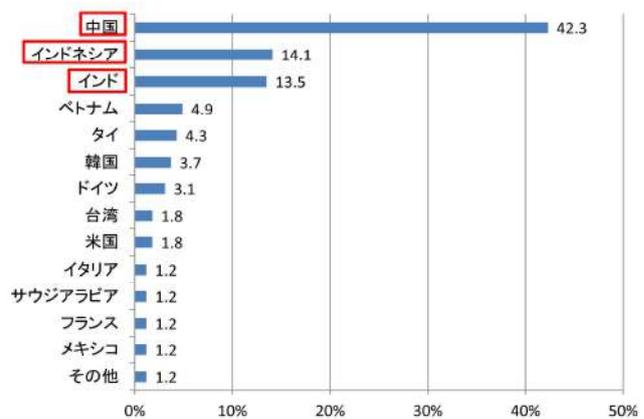
先日行われたTITF(タイ国際旅行フェア)でも日本ブースは相当な人気でした。写真はジャパンエキスポの様子です。今年は「ピコ太郎さん」が来ていましたよ！タイ人の子供たちもみんなPPAP知っています。(バンコク・影山)



経済産業省の「BEPS を踏まえた各国動向及び日本企業の対応に関する調査」によると、課税事案が発生した国は、右図の通り、中国、インドネシア、インドなどで、その課税内容は、移転価格税制での課税が最も多く、次いで PE(permanent establishment)での課税となっている。



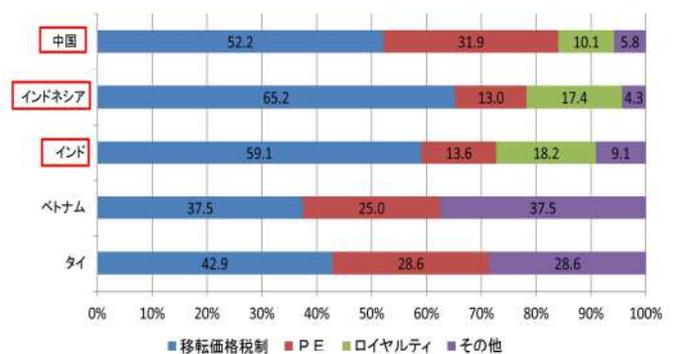
【課税事案が発生した国(過去6年以内)】 【全体】(n=163)



### 【移転価格税制(TP=Transfer Pricing)】

海外の子会社との「親子間取引」は取引価額が自由に設定できるため、第三者との「独立企業間価格」より低い価格で海外子会社に販売したり、「独立企業間価格」より高い価格で海外子会社から購入することで、利益が海外に『移転』しやすく、「親子間取引価格」と「独立企業間価格」との差額に対して追徴課税される。

【各国における課税事案の措置内容の内訳(過去6年以内)】 【全体】(n=163)



### 【PE(permanent establishment)課税】

恒久的施設(支店、工場、倉庫、建設作業等)があると、そこからの事業所得に課税されるが、近年の新興国では、課税強化策として、駐在員事務所の人数が多いとの理由で PE 課税されたり、短期出張者を PE 認定するなどの事例が出てきている。

執筆 = 西川公一郎 : 元浜松市議会議員、防災士  
 (公社)子どもの発達科学研究所 事務局長  
 (一財)日本総合研究所 客員研究員  
 浜松市中区 在住 ko-ichi@24kawa.org